

事務所通信



Progress ~ 進歩 ~

一期一会

(広告)
3年3月号
2021年3月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086 - 466 - 1255
FAX 086 - 466 - 1288
第166号
発行担当者:山崎 亜紀

日増しに暖かくなり過ごしやすい日々も増え、春もすぐそこまで近づいていますね。庭の木々や草花が芽吹くを見て、春の訪れを感じる毎日です。寒暖の差が大きく、花粉の飛散もはまりました。体調を崩すことのないように、健康に気をつけて過ごしてまいりたいものです。個人的には春は新しいことが始まるようなわくわくした気分になり、一番好きな季節です。

新しいことと言えば、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、令和3年10月1日から登録申請の受付が開始されますので、概要をお伝えさせていただきます。

テーマ：適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。**

《適格請求書(インボイス)とは》

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

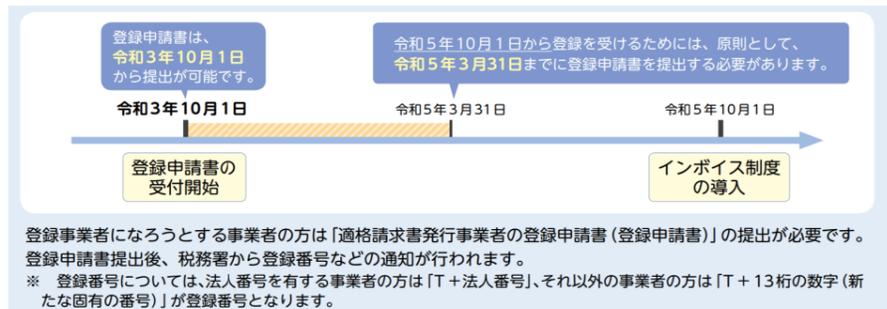
● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)>	~令和5年9月	<インボイス>	令和5年10月~
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 請求書発行事業者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨) 税率ごとに区分して合計した対価の額 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△ (T1234...)</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円</p> <p>10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 登録番号 (課税事業者のみ登録可) 適用税率 税率ごとに区分した消費税額等

《適格請求書発行事業者登録制度》

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。
- 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

《制度導入までのスケジュール》



《適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)》

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方(課税事業者に限ります)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店、タクシー業等については、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を省略した「適格簡易請求書」を交付することができます。

《仕入税額控除の要件(買い手側の留意点)》

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

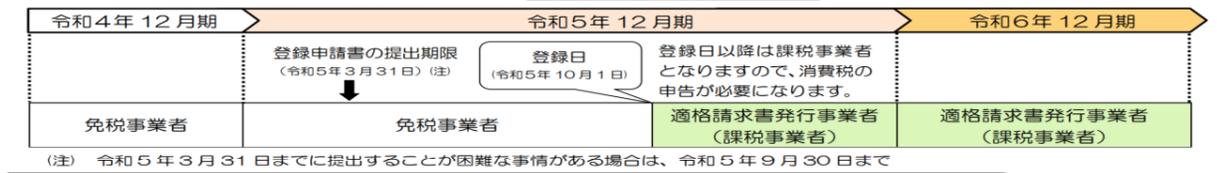
期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《免税事業者の登録手続》

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

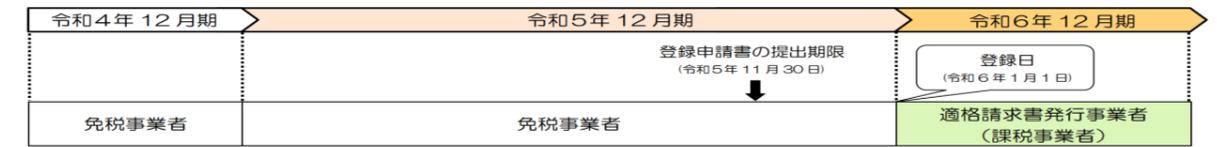
(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が延長されました

税目	振替納税日	
	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈与税	令和3年3月15日(月)	

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**
今月の開催日は**3月18日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月18日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月12日(金)
4月8日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月6日(火)
5月13日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月11日(火)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 3月カレンダー >

10	水	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
18	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	水	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限 (消費税年税額400万円超の4・10月決算法人)